

上田市市内旅行需要喚起事業支援金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の拡大により著しく観光需要が落ち込んだ市内の旅館ホテル等（以下「ホテル等」という。）の事業継続を支援するため、予算の範囲内で支援金を支給することについて、上田市補助金等交付規則（平成18年3月6日上田市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 支援金の支給対象となる者は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条の規定による旅館業の許可を受けた市内のホテル等を営む者で、上田市民限定の宿泊・日帰りプランを造成し、市長から登録の決定を受けた者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、支給対象としない。

- (1) 法第3条の許可を受けた市内のホテル等を営む者のうち、旅館・ホテル業を生業としていない者
- (2) 特定の企業及び学校等の保養所・合宿所、下宿所の運営者並びに風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設の運営者
- (3) 上田市暴力団排除条例（平成24年上田市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは反社会勢力（以下「暴力団等」という。）である場合又は暴力団等と関係を有する者

2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認めた者は、支援金の支給対象とすることができる。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、前条の宿泊・日帰りプランを利用した市内の施設利用者数に500円を乗じた額とする。

2 一事業者が上田市において、2以上のホテル等を営業している場合においては、当該ホテル等全ての施設を対象とする。

(対象事業者の登録申込)

第4条 対象事業者となろうとする者（以下「申請者」という。）は、上田市市内旅行需要喚起事業 対象事業者指定申込書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(対象事業者の登録可否決定)

第5条 市長は、前条に規定する対象事業者の指定申込があったときは、当該申込内容を審査の上、登録の可否を決定するものとする。

(対象事業者の登録通知等)

第6条 市長は、前条の規定により登録の決定をしたときは、上田市市内旅行需要喚起事業

対象事業者指定登録完了通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により、登録を行わない決定をしたときは、上田市市内旅行需要喚起事業 不採択通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 対象事業者は、当該事業が完了したときは、上田市市内旅行需要喚起事業 実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 市民限定の宿泊・日帰りプラン利用者が上田市民であることが分かる名簿等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（支援金の支給可否決定）

第8条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、当該実績に係る書類等を審査の上、支援金の支給可否及び額を決定するものとする。

（支給決定通知等）

第9条 市長は、前条の規定により支給の決定をしたときは、上田市市内旅行需要喚起事業 支援金支給決定通知書兼確定通知書（様式第5号）により、申請者に支援金の額を通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により不支給の決定をしたときは、上田市市内旅行需要喚起事業 支援金不支給決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し等）

第10条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により支援金の支給決定を受けたときには、支援金の支給決定を取消し、既に支給した支援金を返還させることができる。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月9日から施行する。